

平成 28 年 5 月 20 日

全国のボート関係者の皆様

公益社団法人日本ボート協会
会長 大久保 尚武

倫理ガイドラインのお知らせ

はじめに

近年、日本代表を経験したほどの優れたボート選手が逮捕されるという事件が一度ならず起きました。

若い頃にスポーツに打込むことによって人として精神的にも成長することについて、ボートの世界では、諸先輩から「オアズマンシップ」を身に着けろと言われてきたものであり、まことに残念なことです。

しかし、残念がってばかりはいられません。

ボート競技を振興し、スポーツ精神の育成を図ることを目的とする日本ボート協会として、全国のボート関係者の皆さんに対し、下記の「倫理ガイドライン」をお知らせすることで、スポーツの本来あるべき姿、中でも、皆さんが愛してやまないボート競技の価値を守りたいものと思います。

倫理ガイドライン

ガイドラインの目的

このガイドラインの目的は、全国のボート関係者に対し、改めて、どのような行為が犯罪・暴力・セクハラ・パワハラ・差別等に当たるのかについて知らせると共に、これらの行為に及ぶことが、行為者自身に留まらず、ボート競技に対する評価も貶めることになりかねないということを伝えることにあります。

犯罪・暴力の根絶

何が犯罪に当たるのか、もしも自分や親しい人がやられたりしたら許せないと感じる行為は、ほぼ例外なく犯罪ですが、それだけでなく、誰にも迷惑は掛けていない、被害者はいないと思われるような行為、たとえば、違法賭博であるとか、禁止薬物の使用なども犯罪に当たります。常識といえは常識ですが、ボート関係者たる者、誘惑に負けない強い心が大切です。

何が暴力に当たるのか、これも皆さんが思うとおり、叩いたり、蹴ったり、やられた側が痛い、怖い、危険だと感じる行為を言います。

犯罪や暴力はボートの世界でも絶対にあってはならないことです。

コーチが選手に、上級生が下級生に、指導熱心が余ってつい手を上げる。こうしたことも決してあってはなりません。

セクハラ・パワハラ・差別の根絶

セクハラとは、不適切な、または相手を不快にさせる性的言動をいいます。自分が勝手に不適切ではないと考えていたとしても、相手が不快に感じればセクハラになり得ますから注意が必要です。

パワハラとは、立場上優位に立つ者が、それを良いことに相手の人格や尊厳を傷つける行為をいいます。暴力をふるうなどは論外ですが、言葉によって相手を深く傷つけてしまう場合もありますから、特に上に立つ者は注意が必要です。

差別とは、人種、国籍、性別、出身の違いなどにより、合理性がないのに、人の扱いを異にすることをいいます。スタートラインに艇を並べて正々堂々とレースをするというボートの精神にも反することです。

セクハラ、パワハラ、差別をボートの世界から根絶しなければなりません。

コンプライアンス規定

ボート協会のコンプライアンス規定(協会のホームページで全文を公表しています)には次の条項があります。

第4条第1項

役・職員、指導者は、暴力、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、各種差別的行為等の公序良俗や法令等に反する行為を絶対に行ってはならない。

この規定は、協会内部の者および協会から委嘱を受けて指導に当たる者に向けられたものですが、ボート関係者全てに遵守して戴くべき内容のものであります。

内部通報制度

ボート協会には内部通報制度が設けられています(詳しくは協会のホームページをご覧ください)。

この制度とは、暴力、セクハラ、パワハラ等の被害者または目撃者からの通報を受付け、事実関係を調査し、協会として、しかるべき指導監督等の是正措置をとるというものです。

全国のボート関係者の皆さんがこの倫理ガイドラインを守って戴ければ用がなくなる制度ですが、制度の存在をお知らせしておきます。

最後に

ボートは肉体的に苛酷な競技ですが、楽しいものでなければなりません。

ボートの世界では、心無い言動のために心身を傷つけられる人が一人も出ることのないよう願ってやみません。

以 上